

# 役員等及び評議員・評議員選任解任委員の報酬等に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人中種子町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款 第10条及び25条の規定、並びに評議員選任・解任委員会運営細則に基づき、役員等及び評議員・評議員選任解任委員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

## (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等及び評議員・評議員選任解任委員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、月額報酬とする。但し会議等の報酬については別表1のとおりとする。
- (2) 非常勤役員等及び評議員・評議員選任解任委員については、その職務のため会議等に出席した場合に報酬を支給する。

## (報酬等の額)

第4条 会長に対する報酬等の額は、別表2に定める額。

- 2 非常勤役員等及び評議員・評議員選任解任委員については、別表1に定める額。
- 3 役員等が職務のため出張したときは、別に定める＜旅費規程＞に基づき、旅費を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第5条 会長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 1 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、＜職員給与規程第6条2項＞に準じた日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

## (公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の

支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の役員等の報酬に関する事項の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等及び評議員・評議員選任解任委員の報酬額

1 会議 3,000円

別表2 会長の報酬

月 額 50,000円